



249号 令和3年3月20日発行

## 津波災害警戒区域の事前公表について／愛媛県

今後、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」を指定する予定であり、指定の趣旨や内容等について、地域住民や関係団体等に周知を図るため、「津波災害警戒区域（案）」を事前公表しています。

愛媛県のHPでご確認ください。

ホーム > くらし・防災・環境 > 防災・危機管理 > 防災対策 > 津波災害警戒区域の事前公表について

[https://www.pref.ehime.jp/h40180/bosai/tsunamikeikikuiki\\_jizenkouhyou1.html](https://www.pref.ehime.jp/h40180/bosai/tsunamikeikikuiki_jizenkouhyou1.html)

[予定区域]

松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、松前町

地元説明会等の手続きが終了（早ければ3月中）すれば、「津波災害警戒区域」となります。重要事項説明の際、事前であっても指定されることがほぼ確定しておりますので、説明に漏れないようご注意ください。

指定済みの地域は「津波災害警戒区域の指定について」のページで確認できます。

[指定済み区域]

宇和島市、八幡浜市、伊方町、愛南町(令和2年3月27日)、西予市(令和2年7月31日)

大洲市、上島町(令和3年3月5日)

ホーム > くらし・防災・環境 > 防災・危機管理 > 防災対策 > 津波災害警戒区域の指定について

<https://www.pref.ehime.jp/h40180/bosai/tsunamikeikaikuiki.html>

(問合わせ先)

愛媛県土木部技術企画室企画調整係 担当：岡崎係長 TEL：089-912-2646

## 不動産ジャパンに係る登録メールアドレスの管理について

ハトマークサイト経由で不動産ジャパンに公開される物件(一般消費者向けに公開される物件)について、ハトマークサイトに登録しているメールアドレスに誤りがあるなどの理由でお客様からの反響メールが未達となる事案が発生しています。

ご登録のメールアドレスが正しいかご確認いただくとともに、メールアドレスの定期的なメンテナンスをお願いします。

### 【メンテナンス方法手順】

宅建協会HP(<http://www.ehime-takken.or.jp/>) > 画面右上「会員専用」>

物件情報メンテナンス > ログイン > 登録・検索システム > ユーザー管理・設定 >

自社マスタ管理

■連絡 メールアドレス欄をご確認ください。

※ ログインの際のID・PWが分からない場合は宅建協会までご連絡ください。(TEL:089-943-2184)

(メール送信先について)

・MAIL1(業者向け) : 会員情報ページからのお問い合わせの場合

・MAIL2(お客様向け) : 物件情報ページからのお問い合わせの場合

## 令和3年度 法定講習会日程

当協会主催の法定講習会を以下の日程で開催いたします。受講申込書は、受講対象者の登録されている住所宛て個別にお送りいたします。

他団体主催の講習会が6月、7月、11月に実施されますが、当協会では受付はできませんのでご注意ください。

	講習日	更新受講対象者の有効期限	案内発送日
第1回	令和3年4月16日(金)	令和3年4月16日～令和3年7月25日	令和3年3月12日
第2回	令和3年9月7日(火)	令和3年9月7日～令和3年12月20日	令和3年8月6日
第3回	令和3年12月21日(火)	令和3年12月21日～令和4年3月16日	令和3年11月19日
第4回	令和4年2月8日(火)	令和4年2月8日～令和4年6月30日※	令和4年1月7日
第5回	令和4年3月17日(木)	令和4年3月17日～令和4年7月31日※	令和4年2月10日

※ 令和4年度の講習日が未定のため、受講対象者変更の可能性があります。

第1回法定講習会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅学習となります。

第2回目以降は、松山市総合コミュニティセンターにて集合講習会を実施する予定ですが、新型コロナウイルス感染状況により、講習方法が変更となる場合があります。

## 令和3年国民生活基礎調査への協力について／厚生労働省

関係資料地区連絡協議会設置

厚生労働省では国民生活基礎調査を毎年実施しており、令和3年においては、世帯の人数等の把握のための準備調査で4月中旬に、実際の調査のために6月3日及び7月8日の前後1～2週間程度の間調査員が調査対象世帯を訪問します。

### 1. 調査の目的

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とします。(調査対象：全国の世帯及び世帯員)

### 2. 調査の時期 世帯票：令和3年6月3日(木) 所得票：令和3年7月8日(木)

(注：所得については、令和2年1月1日から12月31日までの1年間の所得)

### 3. 調査事項

世帯票：世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、教育、公的年金・恩給の受給状況、就業状況、公的年金の加入状況等

所得票：前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

### 4. 調査の方法

- (1) 準備調査は、調査員が受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成します。
- (2) 本調査については、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収します。なお所得票についてはやむを得ない場合のみ密封回収とします。ただし、調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票を回収します。

### 5. 集計及び結果の公表

調査結果は公表するとともに、厚生労働省HPに掲載します。

## 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について／松山市

石綿飛散防止対策の強化を図るため、大気汚染防止法の改正が、令和3年4月1日から順次施行されます。解体等工事の元請業者が行う石綿の使用の有無の調査方法や、石綿を除去する場合の作業基準などが一部改正されました。

建物の取引を行う業者を対象に、環境省が作成したチラシと環境省がウェブ上に掲載している法改正説明動画で案内されています。

環境省HP > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 大気環境・自動車対策 > 石綿（アスベスト）問題への取組 > 建物を壊すときにはどうしたら良いの? > 改正大気汚染防止法について

## 国有財産売払について／四国財務局

(土地)

物件番号	所在地	登記地目	面積(m <sup>2</sup> )	用途地域	建蔽/容積率(%)	売却価格(円)
1301	松山市宮田町9番13	宅地	324.96	商業	80/500	161,168,889
1303	松山市粟井河原41番	田	549.99	一種住居	60/200	2,640,000
1304	今治市桜井一丁目甲71番18	雑種地	1,223.08	指定なし	70/200	11,200,000
1305	八幡浜市大谷口二丁目96番2	宅地	110.67	一種住居	60/200	1,860,000
1306	新居浜市中須賀町二丁目甲1266番7	宅地	141.22	商業	80/400	1,310,000
1307	西条市飯岡字中之地3928番53	宅地	161.08	用途白地	60/200	1,560,000
1308	西条市三津屋東13番8	田	220.27	一種住居	60/200	3,340,000
1309	伊予市大平字片山甲61番	畑	89.95	指定なし	なし	42,000
1310	四国中央市金生町下分字川関273番1	宅地	140.84	一種住居	60/200	2,350,000
1311	四国中央市三島宮川二丁目字古池701番8	宅地	126.35	近隣商業	80/200	5,630,000
1312	東温市志津川南一丁目4番5	田	169.88	二種中高層	60/200	9,550,000
1313	喜多郡内子町小田74番	宅地	279.60	指定なし	なし	1,360,000

(建物付土地)

物件番号	所在地(住居表示)	登記地目及び種類	土地面積・建物面積(m <sup>2</sup> )	構造	売却価格(円)
1302	松山市山越一丁目甲276番3外1筆(松山市山越一丁目10番23号)	宅地 寄宿舍外	1,026.16 建 431.99 延 1,056.04	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	48,700,000

受付期間：令和3年3月12日(金)～令和3年6月14日(月)(閉庁日を除く)

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15

詳細情報：四国財務局HP > 国有財産 > 国有地の購入を検討されている方へ > すぐに購入できる物件 > すぐに購入できる物件(愛媛県)

問合わせ先：四国財務局 松山財務事務所 管財課  
TEL:089-941-7185(内線642、644)

## 災害関連の印紙税の非課税措置について／国交省

関係資料地区連絡協議会設置

租税特別措置法により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方(被災者)が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

なお、令和3年2月20日14:30現在、当該非課税措置の対象となる自然災害は、平成30年7月豪雨による災害(愛媛県内全域)が含まれています。

## マンション管理適正化法に規定する重要事項の説明等について／国交省

関係資料地区連絡協議会設置

マンションの管理の適正化の推進に関する法律、施行令、施行規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正が令和3年3月1日から施行され、重要事項説明等、ITを活用して行うことができることとなりました。

ガイドラインに準拠した方法により実施する必要があります。

(準拠した方法)

1. 管理業務主任者及び重要事項説明等を受けようとする者が、関係書類及び説明の内容について十分に理解できる程度に映像を視認でき、かつ、双方が発する音声を十分に聞き取ることができるとともに、双方向でやりとりできる環境において実施していること。
2. 重要事項説明等を受けようとする者に重要事項説明書又は管理事務報告書を法令に従って送付していること。
3. 重要事項説明等を受けようとする者が、関係書類を確認しながら説明を受けることができる状態にあること並びに映像及び音声の状況について、管理業務主任者が重要事項説明等を開始する前に確認していること。
4. 管理業務主任者が、管理業務主任者証を提示し、重要事項説明等を受けようとする者が、当該管理業務主任者証を画面上で視認できたことを確認していること。

## 市有財産売却(先着順)について／松山市

売却物件一覧

物件番号	所在地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	売却価格(円)
2	松山市浅海原甲542番1	宅地	577.04	7,800,000
3	松山市浅海原甲603番6	雑種地	413.12	3,060,000
5	松山市柳原669番8	宅地	195.14	4,750,000
6	松山市北条辻20番2	宅地	195.29	9,520,000

受付期間：令和3年3月10日(水)～令和3年8月31日(火)(土・日・祝日を除く)

受付時間：9:00～17:00

提出先：松山市理財部管財課財産管理担当

松山市二番町4丁目7番地2(本館4階)

※ 郵送申込不可

物件資料等：物件の詳細については、松山市HPをご覧ください。

各課一覧 > 管財課 > 市有地の売却先を募集します(先着順)

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/siyuutibaikyaku.html>